

この調査は、総務省統計局が昭和31年から同57年まではおおむね3年おき、それ以降は5年ごとに実施している重要な統計調査です。全国及び地域別に国民の就業・不就業の実態を明らかにし、国や都道府県における雇用政策、経済政策などの各種行政施策立案の基礎資料を提供することを目的としています。

無作為抽出した世帯の15歳以上の世帯員に調査をお願いすることになりますので、調査員が訪問した際には調査のご協力をお願いいたします。



運動効果と健康アップ 診で健康アップ

■問合せ
健康福祉センター
さわやか
☎76-4006

6月に全戸配布したウォーキングマップ(町内14コース・カラー版)を活用していますか？

配布後には「ウォーキングを始めるときつけになった」「ウォーキング効果が出た」など、これまで様々な意見が寄せられています。

ウォーキングの他にも全身運動による肩こりの改善や腰痛予防にラジオ体操を取り入れる方も増えているようで、健康に対する関心の高まりに手応えを感じています。

その一方で、始める気はあるのに忙しくてウォーキングをする時間が取れない...という残念な声も聞かれます。ウォーキングは継続することで効果を上げますが、時間を取られるのが弱点とも言えます。時間がとれらコースにとられず出来る限り取り組むことなど日常の小さな積み重ねと同じく継続させて習慣化させていくことが大事、少しの時間でもやるかやらないかでその効果も変わってくるでしょう。

健康づくり推進委員会が主催するウォーキング事業に参加するのもひとつのきっかけになるはず。9月のウォーキングは9月28日(金)に「月浦の丘&森林自然公園ウォーキング」。

参加希望の方は午前10時月浦森

林公園駐車場へ直接おいでください。距離は3・3キロです。

また、日々の体調管理には十分な注意をお願いします。無理をしないのももちろん、自身の健康管理が何より大切です。

そして町の健康診断などを受診し、日頃から健康に気をつけましょう。

次の特定健診・がん検診は、11月19日(月)・20日(火)健康福祉センター、11月21日(水)・22日(木)洞爺ふれ愛センターで行われますので5月の集団検診や個別検診を受診していない方は必ず受けましょう。



蜂の巣の駆除は土地所有者で

■問合せ
環境推進グループ
☎74-3006

はちがもつとも攻撃的になる季節となりました。

はちの巣は、土地所有者が責任をもって駆除してください。

はちの巣は土地工作物などの所有者または占有者に責任がある(民法717条)ことから、その土地の所有者(占有者)が駆除を行っていただくことになります。

役場では駆除を行いませんので、業者に依頼するか個人で駆除してください。

●町内で駆除を行う業者

・蛇田地区 高橋 ☎76-3247

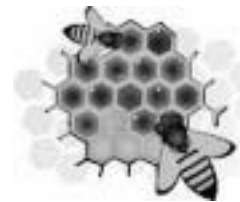
・温泉地区 荒町 ☎09089067860

・洞爺地区 べんり屋ホシ ☎825860

駆除料金は、5,000円(巣の大きさ、場所によってかわります。)

●個人で駆除する際に防護服の貸与を希望される場合は役場環境課で貸出します。

●道路や公園などの公共施設は役場で駆除しますので、発見した場合には連絡ください。



平成24年度入校前 適性相談の実施

■問合せ
国立北海道障害者能力開発校
☎0125-52-2774
健康福祉課福祉・高齢者グループ
☎74-3001

国立北海道障害者職業能力開発校では、休職中の障がい者の入校前適性相談を実施しています。

実施期間は、平成25年3月15日までです。同校や最寄りの公共職業安定所に詳しい内容は問合せください。

